

特定疾病にかかわる保障

特定疾病保険料 払込免除特則	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約時にこの特則を適用することにより、給付責任開始日*以後、生まれて初めて上皮内がん¹と診断確定された場合、または特定疾病により所定の状態に該当された場合、以後の保険料の払い込みが免除されます。
特定疾病 収入保障特則	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約時に有期年金、確定年金（特定疾病年金支払期間：1年または5年）のいずれかを選択のうえ、この特則を適用することにより、特定疾病により所定の状態に該当された場合、特定疾病年金を毎月お支払いします。 ●有期年金 契約者が指定された特定疾病年金月額を特定疾病により所定の状態に該当された日の直後に到来する月単位の契約応当日以後、月単位の契約応当日ごとに被保険者が生存し高度障害年金の支払事由に該当しない限り、保険期間満了日の翌日まで毎月お支払いします。 ●確定年金 契約者が指定された特定疾病年金月額を特定疾病により所定の状態に該当された日の直後に到来する月単位の契約応当日以後、月単位の契約応当日ごとに特定疾病年金支払期間満了日まで毎月お支払いします。
特定疾病一時金 特約（無解約払 戻金・Ⅱ型）	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約時にこの特約を付加することにより、この特約の支払事由に該当された場合、一時金をお支払いします。 ●特定疾病一時金 契約者が指定された特定疾病一時金額を特定疾病により所定の状態に該当された場合、お支払いします。なお、上皮内がん¹診断一時金のお支払い後、特定疾病により所定の状態に該当された場合は特定疾病一時金額の90%をお支払いします。 ●上皮内がん診断一時金 契約者が指定された特定疾病一時金額の10%を給付責任開始日*以後、特定疾病一時金の支払事由に該当せず、生まれて初めて上皮内がん¹と診断確定された場合、お支払いします。

* 責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし91日目以降に復活をされた場合は復活日。

※特定疾病収入保障特則、特定疾病一時金特約（無解約払戻金・Ⅱ型）は特定疾病保険料払込免除特則が適用されていない場合、適用（付加）できません。

※特定疾病にかかわる保障について、くわしくは「[重要事項に関するお知らせ兼商品パンフレット](#)」をご覧ください。

【特定疾病により所定の状態に該当された場合について】

特定疾病により所定の状態に該当された場合とは約款に定めのある下記①～③をいいます。

- ①被保険者が、給付責任開始日*¹以後、保険期間中に生まれて初めて所定のがん*²と診断確定された場合。
- ②被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的としてつぎのいずれかに該当された場合。
 - 手術を受けられた場合。
 - 継続して20日以上入院をされた場合。
- ③被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その治療を目的としてつぎのいずれかに該当された場合。
 - 手術を受けられた場合。
 - 継続して20日以上入院をされた場合。

* 1 責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし91日目以降に復活をされた場合は復活日。

* 2 所定のがんについて、前がん状態の病変、境界悪性、上皮内がんは、お支払いの対象とはなりません。したがって子宮筋腫のような良性新生物、大腸の粘膜内がんなどの上皮内がんはお支払いの対象とはなりません。

※所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中について、くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご覧ください。

「家計にやさしい収入保障」は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なります。元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

【募集代理店】

ほけん百花

いずみライフデザイナーズ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F

Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195

【引受保険会社】

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

【お客様サービスセンター】 ☎0120-302-572

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

【ホームページ】 <http://www.tdf-life.co.jp>